

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月から53年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から53年6月まで
② 昭和59年3月から61年1月まで

昭和51年8月に国民年金加入手続をして以来、付加保険料を加えて納付していたはずであり、申立期間①については付加保険料納付の記録がないこと、申立期間②については無資格となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人所持の国民年金手帳には、昭和51年8月17日から付加保険申出があった旨を示す記載がある上、申立人が納付したとしている付加保険料額は実際の保険料額と一致している。

2 申立期間②について、A市保管の国民年金被保険者名簿には、昭和59年3月31日付で任意加入被保険者の資格喪失の申出がなされた旨の記載があり、申立人所持の国民年金手帳にも同様の記載があることから、当該期間について保険料納付はできなかったとするのが合理的である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 10 月まで

申立期間については、勤務していた A 区の B 店で、国民年金保険料を給与天引きで納付していた。

申立期間当時、B 店に住込みで一緒に働いていた兄及び姉は、同期間の保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、既に勤務していた申立人の兄の勧めで昭和 35 年 10 月ころ入社した B 店で、社長夫婦、申立人の兄及び姉らと A 区のアパート等で起居を共にしながら、同社が営む店舗に勤務していた期間であり、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は会社で行っていたとしているところ、兄によれば、B 店では、自分を含め従業員の国民年金への加入手続及び給与天引きによる保険料代理納付を会社が行っており、申立人についても同様に国民年金への加入手続及び保険料代理納付を行っていたはずであると証言していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、社会保険庁の記録によれば、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時点で既に国民年金の加入義務がなかった社長を除き、社長の妻、兄及び姉は、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付しており、申立人のみが未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所の職員か国民年金委員に今なら過去の未納分をすべて納付することができると言われ、妻がまとめて納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ころ、A市役所の職員又は国民年金委員から今なら過去の未納の国民年金保険料を一括納付できることを聞き、申立期間の保険料を妻がまとめて納付したはずであると主張しているところ、47年6月までは第1回特例納付の実施期間であり、当時、A市では特例納付の広報活動を行っていたことが確認できる上、申立期間は強制加入被保険者期間であるため特例納付が可能であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人が記憶している一括納付した保険料額は、申立期間の保険料を特例納付するために必要な金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は国民年金に加入後、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から13年3月まで
私は、平成8年から12年までの5年間の確定申告書（控）を所持しており、これには、夫婦二人分の社会保険控除額が記載されている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時の住居地であったA市及びB市から来宅した市役所職員に保険料を渡す方法で納付したとしているところ、当時、両市では、嘱託職員を採用して国民年金保険料の徴収業務にあたらせていたことが確認できる上、申立人が保持していた平成8年から12年までの確定申告書（控）には、そのすべてにC税務署の收受印が押され、申告書に記載されている社会保険料控除額は、当時の申立人夫婦の各年1月から12月までの国民年金保険料と一致していることから、申立期間のうち、平成8年1月から12年12月までの保険料は納付していたとするのが合理的である。

一方、申立期間のうち、平成7年4月から同年12月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間については、申立人が保持していた上記確定申告書（控）では対象期間外であり、他に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、現金出納帳等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から12年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料は、A 市役所 B 出張所で定期的に納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市役所 B 出張所で定期的に納付したとしているところ、申立期間当時、同出張所では保険料を収納していたことが確認できる上、申立期間以外の保険料はすべて納付されており、国民年金保険料の納付意欲が高かったと考えられることから、3 か月と短期間の申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は申立期間当時、教員をしていたその長男夫婦から毎月 10 万円の援助があった外、自身の貯金と兄弟からの援助もあったとしており、保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

私は、15 歳になった後の昭和 37 年 3 月 27 日の時に A 店に就職し、お店の主人から 20 歳になったから年金に加入したということを知った記憶がある。A 店の奥様から私が退職するまで、国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳をみると、同台帳の保険料の納付状況の右側の欄には納付月が「0600」と記載されているものの、4 月から 9 月までの欄の(納)のスタンプの上に二重線が引かれているが、この二重線の理由が判然としないこと、昭和 42 年 4 月から 7 年間も納付した後に申立期間②直後の 49 年 4 月に B 区へ転居した際の国民年金の手続が適切に行われ、それ以降は保険料が納付済みであること、申立期間が 6 か月間と短期間であることを考えると未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 10 月ころにおいては、申立期間①の期間の国民年金保険料は過年度で納付できるが、申立人は過年度納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、特例納付により保険料を納付した記憶も無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から3年2月まで
② 平成4年4月及び同年5月

私は、平成3年3月ごろ、A社会保険事務所に行った際に、国民年金保険料の未納分を2年さかのぼって納付することができると説明を受け、元年3月から3年2月までの24か月分の納付書をもって約20万円を現金で妻と一緒にB区役所へ納付した。平成元年から商売も軌道に乗り、その後の保険料は、1年ごとにまとめて納付しており、平成4年4月、5月も未納となっている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、平成4年度の国民年金保険料は、社会保険庁の記録により申立期間の4月及び5月の2か月間の保険料を除いて過年度納付し、申立期間②前後の保険料を納付していることが確認できることから、短期間である申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である上、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

2 申立期間①について、申立人は、平成3年3月ごろ、A社会保険事務所で年金相談を行った際、2年さかのぼって国民年金保険料を納付することができると言われ元年3月から3年2月までの間の24か月分の1枚紙の納付書をもって保険料を納付したと主張しているが、同年3月に保険料を納付した場合には、平成2年度は現年度分で、元年3月から2年3月までの期間は過年度分となることから、納付書は合わせて2通

となり、しかも過年度納付書は複写式になっている上、3年3月の保険料は現年度納付できるのに過年度納付となっており、この過年度納付は同年5月以降と考えられることから、少なくとも年金相談に行ったのは同年5月以降と推認できるなど、申立人の記憶は曖昧である。

また、申立期間①の保険料の納付を示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から43年3月まで

40年前、実家は家族全員で飲食店を営んでいた。亡父が家族全員の国民年金の加入手続きを行い保険料を支払ってくれた。申立期間中は全員が国民年金保険料を納付しており、自分だけが未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その父が家族の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を支払っていたとし、申立人のみが未納であるはずはないとしているところ、社会保険庁の記録から、申立期間当時、申立人と一緒に飲食店で働いていたその父母、兄及び二人の姉はいずれも保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人の父は昭和36年4月に国民年金に加入し、43年3月に62歳で死亡するまで国民年金保険料を完納していること、及び父が納付したとする家族は父が死亡するまでの間は完納されていることから、申立人の父の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月から12月までの間に払い出されたものと推認でき、この払い出し時点では申立期間は過年度納付することが可能であり、申立人の父の納付意識の高さを踏まえると、申立人の父は申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
年金番号 :
生年月日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 1 月及び同年 2 月

私は勤務先が倒産し、妻が妊娠していたため A 村役場に国民健康保険の加入手続に行った。その際、役場の職員に国民年金の加入を執拗に勧奨され国民年金の加入手続も行った。その時の 2 か月間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先が倒産し、その妻が妊娠中であったため国民健康保険に加入するため A 村役場に行き、その際、職員の勧めで国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人は昭和 46 年 1 月 30 日に長女の出産を控えたその妻の国民年金保険料を納付するために A 村役場に出向き、その際に国民年金の加入手続をしたことが推認される。

また、申立人は、失業中にもかかわらずその妻の申立期間の国民年金保険料を納付している上、昭和 63 年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に国民年金への切替手続を適正に行わなかったことにより生じた未納期間 1 か月分については保険料を納付していないと申し立てており、申立人の保険料納付意識の高さと誠実さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から43年3月まで

結婚後、A区B地に住んでいた当時、町会の人々が国民年金保険料の集金に来ていたので、夫が国民年金の加入手続をし、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。C市に転居してすぐ、私がC市役所で夫婦二人分の国民年金の手続をし、保険料を集金人に納めていたので、申立期間について未加入及び未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年4月から42年9月までの期間について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人の夫は同期間について納付済みである。

また、A区では、申立期間当時、職員による国民年金保険料の出張検認を実施するとともに各自治会の代表等による国民年金協力委員制度を設け、国民年金の各種届出の受領、国民年金の加入勧奨及び保険料の収納を行っていたことから、申立人の夫の国民年金保険料を納付していた申立人が国民年金に加入せず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間について、申立人は、42年11月26日にC市へ転居してすぐ、申立人が夫婦二人分の国民年金の住所変更手続をしたとしているところ、申立人の夫については、社会保険事務所の特殊台帳に同日にC市へ住所変更したことが記載されており、C市でも夫の国民年金被保険者名簿を作成して

いることが確認できることから、申立人についてもその夫と同様、C市において国民年金被保険者として管理され、保険料収納が行われていたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間のうち、昭和39年3月から41年3月までの期間について、申立人夫婦は、38年11月に結婚してからA区Bに居住し、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、集金人に保険料を納付したとしているが、申立人の夫の社会保険事務所の特殊台帳には、国民年金の住所変更手続が42年3月に行われ、国民年金手帳が同年3月に再発行されたことが記載されている上、昭和41年度の保険料が同年3月にまとめて納付されていることが確認でき、申立人の加入手続を行ったその夫が保険料納付を開始したのは42年ころであると推認できることから、申立人についても夫の保険料納付が開始されたところに国民年金の加入手続を行い納付を開始したと考えるのが相当である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年12月までの期間及び41年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

国民年金制度が始まった当時、A区B地の寿司屋に住み込みで働いていた。制度開始の年に、伯父である寿司屋の親方が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、店に来た町会の集金人に親方が納めていた。結婚して独立し、同区C地に支店を開いてからは、親方の店の時とは別の町会の人が保険料の集金に来ていたので、私が妻の国民年金加入手続をし、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納めていた。D市に転居してすぐ、妻がD市役所で夫婦二人分の国民年金の手続をし、保険料を集金人に納めていたので、申立期間について未加入及び未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その伯父である親方の店で働いているときに国民年金制度が始まり、親方が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているところ、A区での国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和35年12月20日に当時同居していた伯母と連番で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、同手帳記号番号の社会保険庁の納付記録を見ると、申立期間のうち、36年4月から38年12月までの期間及び41年4月から42年9月までの期間について、納付済みとなっていることが確認できる。

2 申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間について、

申立人夫婦は、42年11月26日にD市へ転居してすぐ、妻が夫婦二人分の国民年金の住所変更手続きをし、その後国民年金保険料を集金人に納付したとしているところ、申立人のA区で払い出された国民年金手帳記号番号に係る社会保険事務所の特殊台帳には同日にD市へ住所変更されたことが記載されていることに加え、D市において同手帳記号番号の国民年金被保険者名簿が作成されていることが確認できることから、申立人は住所変更に伴う国民年金の手続きを適切に行い、社会保険事務所及びD市においても申立人を国民年金被保険者として管理していたものと認められ、D市に転居後も集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の申述に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、既にA区において国民年金手帳記号番号が払い出され、当該手帳記号番号でD市も被保険者名簿を作成していたにもかかわらず、D市は昭和43年6月に新たに払い出された手帳記号番号に基づき被保険者名簿を作成しており、D市の事務処理に不適切さがみられる。

- 3 申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの期間について、申立人は38年11月に結婚してからA区C地に居住し、集金人に国民年金保険料を納付したとしているものの、国民年金の住所変更に係る手続きを行った記憶は無いとしている。

また、社会保険事務所の特殊台帳には、国民年金の住所変更手続きが昭和42年3月に行われ、国民年金手帳が同年3月に再発行されたことが記載されている上、昭和41年度の国民年金保険料が同年3月にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人が転居後すぐに国民年金の住所変更手続きを行わなかったため、申立人宅には集金人が訪問せず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年12月までの期間及び41年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
年金番号 :
生年月日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 3 月

夫の経営する書店の経営状況は大変厳しかったが、夫は自分の年金を顧みずに私の年金のために生活を切り詰めた中で国民年金保険料を捻出し、保険料納付が若干遅れることがあったとしても必ず近くの信用金庫で納付してくれていた。前後の期間に未納は無く、この 1 か月が未納であるとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の結婚後の納付記録を見ると、申立期間を除きすべて納付しており、申立人の夫の納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険庁の記録から、申立期間前後はすべて現年度納付されている上、その納付頻度もほぼ毎月納付していることが確認できることから、申立人の夫が保険料納付に努めていたことがうかがわれ、夫が 1 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの期間のうちの 1 か月及び 45 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの期間の
うちの 1 か月
② 昭和 45 年 4 月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの期間のうち 3 か月しか納付記録が無く、1 か月が未納と言われたが、20 歳で国民年金に加入し、保険料を納付しているはずである。また、昭和 45 年 4 月分の保険料についても A 町へ転居した後、速やかに住所変更手続きを行い、保険料を納付した。

いずれの期間も保険料を納付しているので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から昭和 40 年 1 月に払い出されたものと推認できることから、37 年 12 月から 38 年 3 月までの期間のうちの 3 か月分の国民年金保険料は過年度納付されたものと考えられ、その際に申立期間①の 1 か月分のみを納付しなかったとすることは不自然である。

2 申立期間②については、申立人は申立期間②直前までの保険料を完納している上、社会保険事務所の特殊台帳により、A 町（現在は B 市）への転居に伴う国民年金の住所変更手続きを行っていること、及びその後の保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高いと考えられることから、申立期間②の保険料を納付したと考えるのが相当であ

る。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 38 年 1 月に A 区役所 B 出張所で転入届と一緒に国民年金の加入手続をした。その後就職したので国民年金の脱退届を出すために、同年 4 月中旬に厚生年金被保険者資格証を持って B 出張所に行き手続きを行い、併せて申立期間の国民年金保険料を納付した。

その時に年金手帳に領収書をホチキスで留めてもらったが、その手帳は、昭和 42 年 8 月に C 区役所 D 出張所で再加入手続きをした際、新しい手帳を再発行する際に領収書を付けたまま回収されてしまった。納めたはずの 3 か月分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 1 月ころ、A 区役所 B 出張所において転入届と同時に国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日により同年 2 月から 3 月ころであると推認でき、申立人の申述と符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したときに、年金手帳に検認印が押されるとともに領収書を年金手帳に留められ、その手帳は、昭和 42 年 8 月ころ C 区役所 D 出張所において国民年金の再加入手続きをしたときに新しい年金手帳の再発行のために回収されたと具体的に申述しており、申立人の申立内容には全体として不自然さはみられない。

さらに、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、年金に対する意識が高いと認められ、申立人が国民年金に加

入した直後の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年1月まで

A区のB病院で賄いの仕事をしていましたが、肺結核にかかったため、同院に入院した。その際、同院の事務長が、A区役所で福祉関係の手続きをしてくれた。退院後は自宅療養し、申立期間当時は生活保護を受けていた。申立期間について、免除期間となっておらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンラインシステムによる氏名索引により、申立人が申立期間当時在住していたA区で払い出され、生年月日が申立人と同日で、姓が申立人の旧姓の読み間違いであると考えられる国民年金手帳記号番号が確認される場所、C社会保険事務局では、この手帳記号番号の納付記録が当時生活保護を受けていたとする申立人の申立内容とほぼ一致していることなどから、同手帳記号番号の記録は申立人の記録であり、申立期間の保険料は免除されていたものと思われるとしている。

また、前記の手帳記号番号は、昭和38年11月25日に払い出され、納付記録が36年4月から46年3月までの期間が申請免除となっているところ、A区によると、当時の免除制度の事務取扱いでは、申請免除は申請時より3か月を超えてさかのぼって免除を適用することはないが、法定免除は要件に該当した時点までさかのぼって適用していたことから、納付記録上申請免除となっている期間は法定免除であったと考えられるとしており、申立期間当時、生活保護を受けていたとする申立内容と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から同年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年2月から同年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

結婚を機に会社を退職した際、将来の生活に備えA市役所で国民年金に任意加入した。国民年金保険料は2か月から3か月又は6か月ごとにボーナス時等にA市役所及び金融機関で一度も怠ることなく納付してきた。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月に会社を退職し結婚と同時に国民年金に任意加入し、申立期間①及び②を除いて、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、ボーナス時等に数か月から半年間の国民年金保険料をまとめて納付してきたとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳、現年度保険料納付書兼領収証書及び過年度納付書・領収証書の領収印により、申述どおりの納付状況が確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②前後の国民年金保険料は納付済みであり、かつ、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人の生活状況及び経済状況等に大きな変化は見られないことから、申立期間①及び②においても他の期間と同様に保険料を納付できなかったとは考え難い。

加えて、申立期間①は2か月、②は12か月と短期間である

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
結婚してから、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。夫が病気になり、夫の国民年金保険料の免除手続きをしたが、自分の分は納付した。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、間違いなく納付しているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入してから、申立期間を除き、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 54 年に病気になった申立人の夫の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったが、申立人自身については免除申請せずに保険料を納付したとしているところ、申立人は申立期間後の 55 年 4 月から厚生年金保険に加入する同年 7 月までの期間の保険料を納付しており、申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

A市役所から国民年金の加入は国民の義務だと言われ、昭和35年10月ころ市役所で国民年金の加入手続をした。その後、申立期間の国民年金保険料を納付したが、市から、この期間の保険料については還付したとの説明を受けた。しかし、還付金を受け取った記憶が無いので申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ころA市役所で国民年金に加入し、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は36年4月以前に払い出され、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人が37年4月30日に申立期間の保険料を納付した記録が確認できる。

また、A市の被保険者名簿の補記欄には、申立人の申立期間の国民年金保険料は取下げで還付されているはずと記されたメモ書きがあるが、申立期間の保険料を還付する理由は特に見当たらない。

さらに、申立期間の保険料が還付されたのであれば申立期間は未加入となっているはずであるが、社会保険庁の記録では、申立期間は未納となっており、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

自営業なので老後のためと思い、夫婦で一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料をかかさず納付してきた。申立期間のころは、A 市役所や B 銀行 C 支店で保険料を納付しており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業なので老後のためと思い、夫婦で一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料をかかさず納付したとするところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 5 月 17 日に夫婦連番で払い出されており、社会保険事務所の被保険者台帳から、申立人夫婦は、昭和 40 年度及び 41 年度の保険料を同一日に納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の妻の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は、昭和 49 年度及び 58 年度のそれぞれ 3 か月間について行政からの納付勧奨が行われたことにより過年度納付したことがうかがえ、申立人の申立期間についても納付勧奨が行われたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと認められる上、申立期間の前後を通じて申立人の住所、仕事等の生活状況等に大きな変化が認められないことから、3 か月と短期間である申立期間のみ未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

自営業なので老後のためと思い、夫婦で一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料をかかさず納付してきた。申立期間のころは、A 市役所や B 銀行 C 支店で保険料を納付しており、申立期間が未納であるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業なので老後のためと思い、夫婦で一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料をかかさず納付したとするところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 5 月 17 日に夫婦連番で払い出されており、社会保険事務所の被保険者台帳から、申立人夫婦は、昭和 40 年度及び 41 年度の保険料を同一日に納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 49 年度及び 58 年度のそれぞれ 3 か月間について行政からの納付勧奨が行われたことにより過年度納付したことがうかがえ、申立期間についても納付勧奨が行われたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと認められる上、申立期間の前後を通じて申立人の住所、仕事等の生活状況等に大きな変化が認められないことから、3 か月と短期間である申立期間のみ未納であるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

昭和49年3月から50年3月までの期間は妻と一緒に国民年金保険料を納付しており、妻については、未納から納付済みに納付記録が訂正された。私の保険料については、昭和50年に還付したと社会保険庁から回答があったが、私は還付金を受け取った記憶は無く、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和49年3月から50年1月までの期間については、申立人は、国民年金の強制加入被保険者となる期間であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められ、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年2月及び同年3月については、申立人の所持する国民年金保険料の領収証書で納付が確認できるものの、当該期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはない。

また、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の保険料還付・充当リストには、還付対象期間及び還付金額について、還付決議日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月から50年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで
昭和35年4月にA株式会社に入社以来、平成6年6月に退職するまで同一企業に在職していた。厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、B支店在職時の1か月が欠落している。B支店から本社に異動する間の手違いだと思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった社内所属履歴、C健康保険組合の健康保険被保険者回答書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年4月1日にA株式会社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年2月の社会保険事務所の記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保

險事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に
係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を昭和22年4月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のBにおける資格喪失日に係る記録を昭和26年5月1日に、株式会社Cにおける資格取得日に係る記録を同日に訂正し、26年4月における標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係るすべての申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和26年4月30日から同年5月9日まで

厚生年金保険制度が創設された昭和19年10月1日前より、61年4月1日まで株式会社Dに勤務していた。途中で転勤や退職をしたことはなく、同じ会社で同じ勤務地で継続して勤務していた。毎月給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていた。退職時まで給与明細書は保管していたが現在は破棄してしまったので残っていない。当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び退職金支給記録により申立人がすべての申立期間を含む昭和19年10月1日から61年4月1日まで株式会社Dに（A、B及び株式会社Cの承継法人。）継続して勤務し（22年4月1日にAからEに異動及び26年5月1日にBから株式会社Cに異動）、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたことが認めら

れる。

また、申立期間①に係る社会保険事務所が保管する、Aの被保険者名簿には昭和22年3月31日解散と記載され、厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、同協会の被保険者名簿において申立人と同じ同年3月31日に資格喪失とされている同僚4名が確認できる。この同僚4名と申立人は次のEに同年4月1日に同時に資格取得しているため、申立期間において、当時の厚生年金法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立期間②に係る株式会社Cの資格取得日は社会保険庁のオンライン記録では昭和26年5月9日となっているが、社会保険事務所が保管する、同社の被保険者名簿では同月1日に資格取得となっており誤りが認められる。

加えて、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和22年2月の記録から600円、申立期間②については、26年3月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係るすべての申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は行ったとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和26年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月及び同年 5 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格喪失日は、60 年 6 月 21 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和 60 年 4 月は 30 万円、同年 5 月は 26 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 30 日から同年 7 月 20 日まで

私が A 株式会社を退職したのは、昭和 60 年 7 月 20 日である。厚生年金保険料を給与から控除されていた給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人提出の給与明細書等により、申立人は、昭和 60 年 6 月 20 日まで A 株式会社勤務し、60 年 4 月及び同年 5 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人提出の給与明細書により、申立人が昭和 60 年 7 月 20 日まで A 株式会社勤務し、60 年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、同僚の証言等により、同社は 60 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日までの間は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていないものと考えられる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A 株式会社は、昭和 60 年 4 月 30 日に適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、社会保険事務所では、60 年 4 月 30 日に資格喪失した申立人の資格喪失届を 60 年 9 月 26 日に受け付けるとともに、同日に 60 年 5 月の随時改定の取消しを行っている。また、同社を 60 年 7 月 20 日に退職したとする同僚 1 名についても

同様な事務処理がなされている上、ほかにも4名の従業員が同名簿に記載の資格喪失日（60年6月21日が3名、同年7月21日が1名）を60年4月30日に訂正する処理を60年9月26日に行っていることが確認できる。

このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たさなくなった昭和60年6月21日であると認められる。

また、昭和60年4月の標準報酬月額については、59年10月に行われた社会保険事務所の定時決定の記録から30万円、同年5月は取り消された随時決定の記録から26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 22 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 22 年 1 月 22 日に脱退手当金を受給したことになっているが、20 年 8 月 16 日から 23 年 11 月 24 日まで抑留されていた証明書があり、日本で脱退手当金を受け取れるはずはないので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、昭和 22 年 1 月 22 日に脱退手当金が支給されたとしているところ、申立人が勤務していた A 株式会社 B 所は、昭和 20 年 8 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所を全部喪失していることから、事業主による代理請求は考え難い。

また、C 館発行の労働証明書により、申立人は、昭和 20 年 8 月 16 日から 23 年 11 月 24 日までの約 3 年 3 か月間抑留されていたことが確認でき、脱退手当金の支給日である 22 年 1 月 22 日には日本国内に居住していなかったことが認められることから、脱退手当金の請求に本人の意思が反映されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の除籍謄本等から、利害関係人による失踪宣告はなされていないことが認められることから、利害関係人が申立人の脱退手当金を代理請求及び代理受領することは考え難い。

これら申立内容及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月16日から同年6月1日まで

B国の会社C社とD地にあるE株式会社とF地にあるA株式会社が技術提携をして、新会社のG株式会社設立にあたり、技術指導、移入のためにA株式会社からG株式会社に昭和48年1月16日から同年5月末日まで出向していた。

その間、給料はA株式会社から支給されており、厚生年金保険料も控除されていた。給与明細書の写しを添付するので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書、1973年5月（昭和48年5月）現在のG株式会社の役員・従業員リスト及び同僚の供述により、申立人は申立期間にG株式会社に出向しているものの、引き続きA株式会社から給与が支払われていたことから、同社が事業主として申立人を使用していたことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和46年12月23日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月23日から47年12月23日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和46年12月23日に同社に入社し、退職した48年3月15日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している厚生年金被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得年月日の記載は「昭和46年12月23日」となっている。

また、雇用保険の被保険者記録から申立人の資格取得日は昭和46年12月23日と確認できる。

さらに、A株式会社の当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたものと認められる。

一方、申立人は、社会保険庁の被保険者原票では、A株式会社において昭和47年12月23日に資格取得となっているが、厚生年金被保険者資格取得確認通知書の検印の同年3月17日の処理日に、被保険者原票も記録されたと確認でき、社会保険事務所が誤って同年12月23日と記録されたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年12月23日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行った

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社（現在は、B株式会社。）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日にA会社に新卒で入社して以来、現在まで同社に継続して勤務している。昭和 51 年 2 月 1 日にC支社からD営業所に転勤したが、その際に厚生年金保険資格喪失届に誤りがあったと思われ、被保険者期間が1か月欠落している。その間、給与から厚生年金保険料が控除されていた。賃金台帳の写しを添付するので、厚生年金保険被保険者期間の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

A会社の賃金台帳、人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 51 年 2 月 1 日にA会社C支社から同社D営業所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 12 月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は、昭和 51 年 1 月 31 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 1 月の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで
株式会社Aに継続して勤務していたが、B工場からC工場に転勤した際の1か月が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する個人別給与台帳、事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成5年5月1日に株式会社AのB工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年5月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成5年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る5年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社（現在は、B会社）C営業部における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月1日から同年11月1日まで

社会保険庁の記録では、A会社C営業部における資格取得日が昭和40年11月1日となっている。実際には、昭和40年4月1日に同社本社から同社C営業部に転勤異動しただけで、A会社に定年まで継続勤務していた。

職歴証明書を提出するので、昭和40年4月1日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた職歴証明書、健康保険組合の適用台帳の写し及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA会社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA会社本社から同社C営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB店における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年10月1日まで
昭和42年4月5日から平成14年3月15日まで株式会社Aに継続して勤務したが、昭和44年9月1日から同年10月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。転勤で異動はあったが継続して勤務していたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所作成の職歴データ、事業主の供述及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和44年10月1日に株式会社AのB店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を控除していたが、資格喪失日について昭和44年10月1日として届け出るべきところ44年9月1日として届け出たため、同年9月の保険料を納付していないと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで

昭和39年5月ごろから結婚するまでの約10年間父母が営む飲食店を兄と共に手伝った。父親は几帳面な性格であり、同居していた母親、兄及び私の3人の国民年金保険料を納付した。申立期間の母親及び兄の保険料は納付済みとなっているのに、自分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年12月から、その父親が申立期間の国民年金保険料を申立人の母親及び兄の保険料と一緒に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年11月に払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人の父親は他界していて証言が得られず、申立人は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の保険料と一緒に納付したとしている申立人の母親及び兄についても、母親は他界していて証言が得られず、兄からも保険料納付に関する具体的証言が得られない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年1月まで

私は、学校を卒業した後も家にいたので、私の父が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれた。同時期に私の母の保険料も納付していたので私の分と一緒に納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人の父が行ってくれたと主張しているが、申立人の父は亡くなっており、申立人も加入手続と保険料の納付に直接関与していないため、その状況は不明である上、保険料の納付を示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年12月27日ころに4年12月及び5年3月の国民年金保険料を過年度納付しており、当該時点ころに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できない期間となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成5年12月17日以外に手帳記号番号が払い出された周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年11月まで

私は、国民年金の加入を妻に勧められ、当時、妻がA社の経理担当をしていたので、妻が加入手続を行ってくれた。国民年金保険料等の支払いをすべて妻に任せていたので、妻が国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻は亡くなっているため保険料の納付状況は不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月18日に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳でも、はじめて被保険者となった日が58年4月1日となっていることから、58年4月ころに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該時点においては、申立期間の保険料は時効により納付できない期間となっている。

さらに、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和36年4月ころA区で国民年金に加入し、自治会から毎月国民年金保険料の集金に来ており、国民年金保険料領収カードに押印された記憶がある。昭和45年にB市に引っ越してからは納付記録があるが、A区に住んでいた時も保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ころA区で国民年金に加入し、自治会の集金により国民年金保険料を納付し、その時に国民年金保険料領収カードに押印されていたとしているが、A区役所では、自治会が保険料を集金していたことは無く、保険料を収納する際、国民年金保険料領収カードを使用したことも無いとしており、申立人の記憶は当時の状況と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市に居住していた昭和46年1月ころ払い出されており、払出日からすると申立期間の大部分は時効で納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は申立期間に国民年金手帳の交付を受けた記憶も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年9月まで
昭和48年ころ夫婦で国民年金に加入し、50年ころ夫婦二人の国民年金保険料約9万円をさかのぼって納付した。納付した場所は、A区役所、同B舎、同C出張所のいずれかであり、保険料の請求の葉書に現金を添えて窓口で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年ころは第2回特例納付実施期間に該当するが、申立人夫婦が申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は、申立人の分が約12万7,000円、妻の分が約11万円の計約23万7,000円となり、納付したとする保険料額(夫婦二人で約9万円)とかい離する。

また、申立人は、夫婦で昭和48年ころ国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は39年3月ころ払い出されており、記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から49年3月まで
昭和48年ころ夫婦で国民年金に加入し、50年ころ夫婦二人の国民年金保険料約9万円をさかのぼって納付した。納付した場所は、A区役所、同B舎、同C出張所のいずれかであり、保険料の請求の葉書に現金を添えて窓口で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年ころは第2回特例納付実施期間に該当するが、申立人夫婦が申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は、申立人の分が約11万円、申立人の夫の分が約12万7,000円の計約23万7,000円となり、納付したとする保険料額(夫婦二人で約9万円)とかい離する。

また、申立人は、夫婦で昭和48年ころ国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月ころ払い出されており、記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から同年7月まで

実家は家内工業で和紙の製造をしており、父親が家族全員の国民年金保険料を納付していた。保険料は隣組の班長が集金しており、保険料額は1か月110円ぐらいだったと聞いていた。私がA地に働きに出るころまで保険料は父親が納付していたと思うので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の家族全員の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続、保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月29日に払い出されており、払出日からすると申立期間は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間以外にも未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年4月まで

申立期間については、確定申告書に国民年金保険料を納付したことを記載しており、その控えが残っている。手元に領収書の控えは無く、ほかに保険料を納付したことを証明するものは無いが、確かに納めていたはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、確定申告書に国民年金保険料を納付したことを記載しており、その控えが残っていると主張しているが、申立人が所持している申立期間の昭和57年から60年までの期間及び62年分の5年間分の確定申告書の写しをみると、記載されている保険料額は1人分の保険料額であること、57年分は1年間分の保険料額が記載されているが申立人は57年4月からの9か月分を納付したとしていること及び申立人の妻は45年7月から第3号被保険者となる62年4月まで保険料を納付していることから、確定申告書に記載されている保険料は申立人の妻の分であると考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した具体的な記憶が無い上、申立人が所持する年金手帳には国民年金に加入した記載は無い。

さらに、申立人が所持している確定申告書の控え以外には、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

申立期間については、A区に住んでいた時に区役所職員から、国民年金保険料を納めないと年金がもらえなくなると言われ、勤務していた会社の社長に借金をし、昭和44年から48年ころに、まとめて約9万円から10万円を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所職員から国民年金の加入を勧められたので、昭和44年から48年ころに、申立期間の国民年金保険料を、まとめて約9万円から10万円納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付した時期、納付場所等の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区から転居したB市で昭和50年8月ころ払い出されており、A区で国民年金に加入したとする記憶と相違する上、A区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた期間と重なるが、申立期間を第1回特例納付で納付した場合の保険料額は約5万円となり、申立人が納付したとする保険料額（約9万円から10万円）と相違する。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

申立期間については、A区に住んでいた時に区役所職員から、国民年金保険料を納めないと年金がもらえなくなると言われ、夫の勤務していた会社の社長に借金をし、昭和44年から46年ころに、まとめて約8万円を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所職員から国民年金の加入を勧められたので、昭和44年から46年ころに、申立期間の国民年金保険料としてまとめて約8万円を納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付した時期、納付場所等の記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されていた期間と重なるが、申立期間を第1回特例納付で納付した場合の申立期間の保険料額は2万7,000円となり、申立人が納付したとする保険料額（約8万円）と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 12 日から 41 年 10 月ころまで

「A」から三つの間屋を経由してB社のC店D売場に派遣された。給与は問屋から個別に、ときに連帯して支払われていた。売場には同僚4名がいた。このときの厚生年金保険が抜けているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Eに勤務実態等について照会した結果、昭和40年ころF地各地にG所があり、「A」という名称もよく使われていたこと、紹介先が直接雇入れ、給与を払っていたこと及び本件紹介先の会社（株式会社H、株式会社I及び株式会社J）に問い合わせれば勤務実態等がわかると思うという回答であったため、申立期間に係る申立人の勤務実態について、各事業主及び申立人の申立期間に勤務していた各事業所の同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について各事業所に照会したところ、株式会社Iの事業主は、「4分の3以上出勤していた社員は厚生年金に加入していたが、Kと呼ばれた販売員にはいろいろな出勤パターンがあったので、申立人が加入していたかどうかは分からない」と供述しており、他の事業所についても事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。また、申立人が当時一緒に勤務していたという同僚についても氏名は無かった。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録及び健康保

険組合の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月8日から49年3月6日まで

申立期間において、夫は、有限会社Aの代表取締役であり、会社を設立した昭和42年6月に厚生年金保険に加入したはずである。会社の経理は、主に自分が担当していたが税理士にも依頼していたので、調査の上、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本及び税理士が保管する決算書により、申立人は、申立期間において有限会社Aの代表取締役であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和49年3月6日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人の申立期間は、適用事業所で無いことが確認できる。

また、申立期間のうち、当該事業所の昭和47年6月期及び48年6月期の決算書により、給料総額から推計できる社会保険料の事業主負担額相当分については、支出された形跡が見当たらない。

さらに、当時の従業員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。加えて、当該事業所が適用事業所となった昭和49年3月6日より前に入社していたと供述している従業員は、社会保険庁の記録により、当該事業所が適用事業所となった日まで国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月8日から49年3月6日まで

申立期間は、有限会社Aに勤務していたときで、夫がその会社の代表取締役であり、厚生年金保険にはその会社が設立された昭和42年6月から加入したはずである。会社の経理は、主に自分が担当していたが税理士にも依頼していたので、調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の従業員の供述により、申立人は申立期間において有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和49年3月6日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人の申立期間は、適用事業所で無いことが確認できる。

また、申立期間のうち、当該事業所の昭和47年6月期及び48年6月期の決算書により、給料総額から推計できる社会保険料の事業主負担額相当分については、支出された形跡が見当たらない。

さらに、当時の従業員に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。加えて、当該事業所が適用事業所となった昭和49年3月6日より前に入社していたと供述している従業員は、社会保険庁の記録により、当該事業所が適用事業所となった日まで国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
昭和 39 年 3 月 20 日から 41 年 9 月末日まで有限会社Aに勤務し、同年 10 月 1 日から 44 年 12 月末日まで有限会社Bに勤務した。申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、有限会社Aが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日は昭和 41 年 9 月 30 日と記載され、同通知書の備考欄には、同年 9 月 29 日に退職した旨の記載がある。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同僚に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、有限会社Aの元事業主は、当時は退職月の厚生年金保険料を控除されるのを嫌がる社員が多かったため、退職月の保険料を控除しませんでした。健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出することもあったとしている。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 11 月 21 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、有限会社Bが保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人及び同僚4名の資格取得年月日が、社会保険庁のオンライン記録と同じ昭和41年11月21日と記載され、同通知書の欄外には、同社の新規適用も同日である旨の記載がある。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 41 年 4 月まで
A 病院 (又は B 所の名称) に運転手として約 3 年半勤めたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に関する具体的な説明及び当時の事業主の家族の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 病院に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険庁の記録から「B 所」及び「A 病院」という名称の厚生年金保険適用事業所を確認できない。

また、A 病院は既に事業を廃止し、当時の事業主も亡くなっているなど、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 3 日から 34 年 3 月 31 日まで

A 株式会社に昭和 30 年 4 月 1 日に入社後、34 年 3 月に退職するまでの 4 年間勤務し、3 か月の試用期間経過後から厚生年金保険にも加入していた。申立期間当時の給与明細書は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の保険料控除について事業主は、会社は既に解散したため資料は無く、当時の経理担当者も亡くなっており、これらの事実について確認できないと回答している。また、申立期間における申立人の勤務実態について同僚の供述も得られないなど、事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人については、申立期間の一部を含む昭和 33 年 5 月 16 日から 42 年 9 月 30 日までの事業者名が不明な雇用保険被保険者記録が認められるが、同期間のうち 34 年 5 月 1 日以降は別の事業所における厚生年金保険被保険者記録（社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所は 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は同日に厚生年金保険の被保険者資格取得）が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A株式会社での退職日が平成 7 年 6 月 29 日となっているが実際の退職日は同年 6 月 30 日です。6 月 30 日は年次有給休暇をとりました。会社の方で退職日の届出を誤ったものです。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所において年次有給休暇を取得し、平成 7 年 6 月 30 日まで在籍していたと主張しているが、申立人が勤務していたと主張するA株式会社での雇用保険の記録が、社会保険庁の記録と同じく取得日が平成 5 年 11 月 1 日で、離職日が 7 年 6 月 29 日となっている。

また、事業主は、申立人の離職日を同年 6 月 29 日とした雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を申立人に渡しているとしている。

さらに、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A 株式会社に勤務していた申立期間が欠落している。申立期間については、同社において正社員として印刷の仕事をしており、当時の同僚の名前も覚えているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、同時期に勤務していた同僚は、申立人が臨時社員でありその間は、厚生年金保険の被保険者でなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から45年9月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和44年9月にA市においてB株式会社を立ち上げ、法人として独立した。昭和44年9月1日から厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C地方法務局発行の商業登記簿謄本により、申立人が申立期間において、B株式会社の代表取締役であったことは認められるが、同社は、申立期間以降の昭和45年9月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、同日付けで申立人を含む6名について厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、社会保険庁の記録により確認できる。

また、社会保険事務所が保管する事業所記号簿の記録により、払い出された当該事業所の記号は、適用事業所になった日付順に欠落無く記号が附記されていることが確認できる。

さらに、元従業員数人は、当該事業所が適用事業所となった昭和45年9月1日前である申立期間について、厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録については、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から55年7月20日まで

申立期間について、何の資料も記憶も現在では残っていないが、当時の状況で記憶に残っていることがある。昭和53年9月ころに会社がA区B地からC区D地に印刷機械を導入し全社で移転した。社会保険の手続き処理については、女性が担当していた。同社を昭和55年7月に閉鎖した時に、未払分の保険料の督促に来られた記憶がある。その時の処理内容も記憶に無いが、保険料の督促及び処理のために、自分と面接したので、その期間は社会保険に加入していたと考えられる。故に、社会保険事務所の紙台帳の記録と照合してもらい記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E株式会社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において代表取締役として在職していたことが確認できる。

また、社会保険事務所で保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年8月31日に喪失し、他の従業員5名は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である55年7月28日に喪失した旨の処理が同年8月5日に行われ、かつ、当該処理が行われた際に、申立人の健康保険証が社会保険事務所に返還されたことが確認できる。

一方、申立人は、昭和55年7月に申立事業所を閉鎖した際に、社会保険事務所が未払分の保険料の督促に来て、その処理のために面接したことを記憶しているが、処理内容については記憶に無いとしている。しかし、代表取締役として面接した後の、昭和55年8月5日に事業所からの届出により行われた自己に係る厚生年金保険被保険者資格の遡及喪失について全く関与せず、内容を承知していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた行為に責任を負うべきであり、被保険者資格喪失処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の記録については、被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 35 年 6 月まで

A株式会社には昭和 33 年 8 月から 35 年 6 月まで勤務していたが、全期間の年金記録が無い。保険料を控除されたかどうかは覚えていないが事務所はB区C地にあり、宿舎はB区D地だった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は既に廃業し、事業主も亡くなっており、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であることが確認できる元役員及び複数の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、これら事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

加えて、社会保険庁の記録では、A株式会社が昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人の一部の申立期間は、適用事業所では無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年8月1日まで
昭和27年6月から30年4月21日までの間、A株式会社B所にC係として勤務したが、27年6月から29年7月までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人がA株式会社B所に勤務していたとする職場内での写真などから、申立人がA株式会社B所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和29年8月1日、資格喪失日は30年4月21日となっており、このほかに申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、A株式会社の管理する社会保険台帳では資格取得日が昭和29年8月1日となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、当時のA株式会社B所における上司や経理担当者らの氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。